

学科教本 訂正表

法改正 (令和 4 年 5 月 13 日施行) に伴い、『学科教本』を下記のとおり訂正いたします。

◆ 107 ページ

『**限定免許**』に下記を追加します。

- サポートカー**限定免許** ……衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置などの安全運転支援装置が搭載された普通自動車 (安全運転サポート車) に限られます。

『**Reference 参考** **運転免許の受験資格**』に下記を追加します。

※ 受験資格取得特例教習制度

特別な教習 (受験資格特例教習) を修了した人は、大型免許・中型免許・第二種免許の受験資格が、「年齢19歳以上、必要な免許 (普通免許等) の保有年数 1 年以上」に緩和されます。
この制度により取得した免許は、特例取得免許といえます。

◆ 108 ページ『**2 仮免許による練習** ③』を下記のとおり変更します。

- ③ その車を運転することができる**第二種免許**を受けている人
(特例により免許を取得した 21 歳未満の人を除く)

◆ 111 ページ

『**7 高齢者講習** ②』を下記のとおり変更します。

- ② 更新期間の満了日の年齢が**75 歳以上の人**は、満了日前の 6 か月以内に、公安委員会が行う**認知機能検査**を受け、その結果に基づいて行われる高齢者講習や臨時適性検査などを受けなければなりません。
ただし、過去 3 年間に信号無視など一定の交通違反歴がある人は、実際に車を運転して能力を確かめる**運転技能検査**を受け、合格しなければ、認知機能検査などを受けることができません。運転技能検査は、更新期限の 6 か月前から繰り返し受検することができますが、不合格の場合は運転免許証を更新することはできません。

『**Reference 参考**』に下記を追加します。

申請による免許の条件の付与

公安委員会に申請すると、運転することができる自動車の種類を衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の先進安全機能を備えた安全運転サポート車 (サポカー) に限定する条件を付与することができます。(サポートカー限定免許)

◆ 117 ページ『**5 初心運転者期間制度**』に下記を追加します。

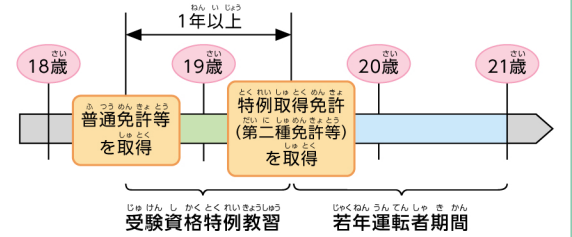
Reference 参考

若年運転者期間制度

特例取得免許を受けてから 21 歳 (中型免許は 20 歳) に達するまでの間を若年運転者期間といえます。

この期間に違反などをして、その合計点数が一定の基準 (違反点数 3 点以上、ただし 1 回の違反で 3 点に達した場合は除く) に達した人には、若年運転者講習が行われます。若年運転者講習を受講しなかった場合や、講習を受けてもその後再び基準に該当する違反等を行った場合は、特例により取得した免許が取り消されます。

(特例取得免許については P107 参照)



◆ 218 ページ『**1 乗車定員と積載の制限**』内の表の内容を下記のとおり変更します。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさと積載の方法
大型自動車 中型自動車 準中型自動車 普通自動車 大型特殊自動車	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる乗車定員 ミニカー (普通自動車) 1人 ※ 特定の構造の農業用薬剤散布車 (普通自動車) 1人 (運転者用以外の座席 があるものは 2 人)	自動車検査証か 軽自動車届出済 証に記載されて いる最大積載量 90kg 1,500kg	車の長さ + 車の長さの $\frac{2}{10}$ 以下 (車の長さ $\times 1.2$ 以下) 車の幅 + 車の幅の $\frac{2}{10}$ 以下 (車の幅 $\times 1.2$ 以下) 車体の前後から 車の長さの $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の長さ $\times 0.1$ 以下) 車体の左右から 車の幅の $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の幅 $\times 0.1$ 以下) ● 公安委員会が認めた自動車は、高さ 4.1メートル 以下。 ● 三輪の普通自動車と総排気量 660cc 以下の普通自動車 (軽自動車) は、高さ 2.5メートル 以下。

小型特殊自動車	1人 運転者用以外の 座席があるもの は 2 人	700kg	車の長さ + 車の長さの $\frac{2}{10}$ 以下 (車の長さ $\times 1.2$ 以下) 車の幅 + 車の幅の $\frac{2}{10}$ 以下 (車の幅 $\times 1.2$ 以下) 車体の前後から 車の長さの $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の長さ $\times 0.1$ 以下) 車体の左右から 車の幅の $\frac{1}{10}$ を超えてはみ出さない (車の幅 $\times 0.1$ 以下)
---------	---------------------------------------	-------	--

◆ 220 ページ『**Let's Try**』の設問を下記のとおり変更します。

3. 普通貨物自動車に荷物を積むときは、その自動車の長さの 10 分の 1 以内の長さであれば車体の前後にはみ出してよい。
4. 大型自動車の荷台に積むことができる積み荷の幅の制限は、その車の幅にその車の幅の 10 分の 2 を加えた幅までである。

◆ 234 ページ『**Reference 参考** ● 安全運転管理者など ③』に下記を追加します。

- 運転前後の運転者に対し、酒気帯びの有無について、運転者の状態を自視等で確認し、その記録を年間保存すること。